競争参加者の資格に関する公示

京都第二外環状道路長岡京高架橋下海印寺南工区工事に係る異工種建設工事共同企業体(以下「異工種ＪＶ」という。)としての競争参加者の資格(以下「異工種ＪＶとしての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成22年8月27日

近畿地方整備局長　上総　周平

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事名　京都第二外環状道路長岡京高架橋下海印寺南工区工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　（自）京都府長岡京市下海印寺地先　（至）京都府長岡京市奥海印寺地先

3　工事内容　工事延長　Ｌ＝170m　４径間連続ＰＲＣラーメン箱桁橋（Ｌ＝163.0m、最大支間長Ｌ＝40.7m）１橋、二柱式橋脚（Ｈ＝11.0mからＨ＝11.5m）３基、場所打ち杭（φ1,500㎜　Ｌ＝15.0mからＬ＝17.5m）55本

4　工期　平成24年９月30日まで。

5　申請の時期

平成22年８月30日から平成22年９月27日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）。

なお、平成22年９月28日以降当該工事に係る開札の時まで（休日を除く。）においても、随時申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

6　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（異工種建設工事）」(以下「申請書」という。)は、平成22年８月27日から平成22年９月27日まで　〒540―8586 大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局総務部契約課調査係（電話06―6942―1141）において異工種ＪＶとしての資格を得ようとする者に交付する。

⑵　申請書の提出方法　本工事は、特定建設工事共同企業体協定書㋑を準用するものとする。

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、電子入札システムにより提出すること。

また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。

(a)　特定建設工事共同企業体協定書㋑（下記７⑶の条件を満たすものに限る。）の写し。

(b)　下記７⑵の要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」(平成22年８月27日付け支出負担行為担当官近畿地方整備局長）に示すところにより交付する入札説明書の様式２及び３と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)。

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

7　異工種ＪＶとしての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年３月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成22年３月31日付け公示」という。)５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む異工種ＪＶ及び次に掲げる条件を満たさない異工種ＪＶについては、異工種ＪＶとしての資格がないと認定する。それ以外の異工種ＪＶについては、平成22年３月31日付け公示６（建設工事）⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して異工種ＪＶとしての資格があると認定する。

⑴　異工種ＪＶの構成　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）(以下「橋梁下部工事」という。)と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、次の条件を満たす者の組合せとする。

(a)　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

(b)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局におけるプレストレストコンクリート工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

(c)　橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記(a)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

(d)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(a)及び(b)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(e)　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　異工種ＪＶの構成員は、次の要件を満たすものとする。

(a)　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。)の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。)又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が10m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有し、その他構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋓から㋕までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。)の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋓　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。)又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)の工事。

㋔　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台の工事。

㋕　上記㋓及び㋔は同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記㋐から㋕までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

(b)　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。)の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。)又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が10m以上の工事。

㋒　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事の施工実績を有し、その他構成員は、平成７年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋓から㋕までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。)の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋓　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。)又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)の工事。

㋔　鉄筋コンクリート構造の橋脚又は橋台の工事。

㋕　上記㋓及び㋔は同一工事の施工実績を有すること。

なお、上記㋐から㋕までの施工実績が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。